

2 40代からの健康づくりと介護予防の促進について

(1) 概要

広島市は、広島市高齢者施策推進プラン（平成24年度（2012年度）～平成26年度（2014年度））の基本方針「1. 高齢者が能力を発揮し、社会の活力を支える存在として、いきいきと活動し健康に暮らせる環境づくりの促進」に対する施策項目で40代からの健康づくりと介護予防の促進を掲げている。

当該施策項目は、広島市健康づくり計画「元気じゃけんひろしま21（第2次）」と連携して取り組まれている。高齢者施策としては、「元気じゃけんひろしま21（第2次）」における「基本方針②ライフステージに応じた健康づくりに取り組みます（3）高齢世代の健康」が該当し、それに基づく主な事業と取組内容及び取組等を行うことによる効果検証を行うための目標値は以下のようにになっている。

主な事業・取組

● 健康づくりと介護予防に関する知識や活動の普及

主な事業・取組	概要の説明
健康診査等	生活習慣病の早期発見のため、広島市国民健康保険の被保険者や後期高齢者医療の被保険者を対象に健康診査を実施するとともに、各種がん検診を実施する。
介護予防教室	保健センターにおいて、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）や転倒予防、認知症予防、口腔機能低下予防、低栄養予防等の介護予防に関する基本的な知識の普及を図るため、健康教室を開催する。
シニア健康ウォーキング教室	運動機能の維持・向上を図るため、地域に出向いて健康ウォーキング教室を開催する。
地域介護予防推進事業	地域包括支援センターが地域団体等と連携し、地域のニーズに即した介護予防に資する教室、講演会等を開催し、家庭や地域でできる取組を紹介するなど、介護予防の普及啓発を行う。
公民館学習会	公民館において、団塊世代を含めた高齢期準備教育、認知症予防のための講座など、高齢社会に対応した事業を実施する。
「8020」いい歯の表彰	80歳以上で20歯以上の自分の歯を保つことを目指した「8020運動」の普及啓発を図るため、「8020」を達成した市民を対象に「8020」いい歯の表彰を行う。

● 要支援・要介護状態になる可能性が高い高齢者を対象とした介護予防対策の推進

主な事業・取組	概要の説明
生活機能維持向上事業	要支援・要介護状態になる可能性が高い高齢者に対して、通所介護事業所などで、下肢筋力・平衡能力・歩行能力の維持向上を目的とした運動指導、低栄養状態を改善させるための栄養相談、口腔機能の維持向上のための摂食・嚥下機能訓練・口腔清掃の指導等を行う。
いきいき活動支援通所事業	閉じこもりがちな高齢者に対して、外出するきっかけづくりのため、通所介護事業所で、日常動作訓練や趣味活動等による支援を行う。
いきいき活動支援訪問事業	閉じこもりや認知症、うつの可能性のある高齢者で、通所による事業参加が困難な高齢者に対して、看護師等が訪問し、生活機能に関する必要な相談・支援を行う。

● いきいきとしたセカンドライフを送るための環境づくり

主な事業・取組	概要の説明
介護予防活動を行う高齢者の自主グループ化の支援	高齢者の主体的な健康づくりを促進するため、保健センターにおいて、料理や運動などの介護予防活動を行う高齢者の自主グループ化を支援する。
介護予防リーダー養成講座	高齢者の主体的な健康づくりを促進するため、保健センターにおいて、講習会を開催し、介護予防活動を推進するためのリーダーを養成する。
アクティブシニア健康増進リーダー養成事業	高齢者等の健康づくりをサポートする「アクティブシニア健康増進リーダー」として高齢者を養成し、健康づくりのための指導者として活躍できる機会を提供する。
スポーツセンター等における健康・体力づくり	スポーツセンター等において、高齢者を対象とした健康・体力づくりのための事業の実施、情報提供及び活動の場の提供等を行う。
老人クラブへの支援	健康づくり、レクリエーション活動、老人教養講座の開催及び社会奉仕活動等の事業を展開する老人クラブ(連合会を含む。)を支援することにより、高齢者の知識及び経験を活かした生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を促進する。
高齢者の文化・スポーツ活動等の振興	全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手団派遣及び高齢者作品展の開催を支援することにより、高齢者の文化・スポーツ活動等の振興を図る。
老人福祉センター等の設置・運営	地域における高齢者の自主的な活動の拠点とするため、老人福祉センター等を設置・運営する。

主な事業・取組	概要の説明
老人福祉大会の開催支援	高齢者福祉関係功労者の表彰などを行う「老人福祉大会」の開催を支援することにより、市民の高齢者への理解を促進する。

目標

① 介護保険要支援・要介護認定者数の増加の抑制

目標項目	介護保険要支援・要介護認定者数の増加の抑制
指標	介護保険要支援・要介護認定者数
現状	45,232人 (平成23年度)
目標	54,350人未満 (平成26年度)
データソース	「広島市高齢者施策推進プラン」(平成24年度～平成26年度)

(注1) 各年度9月末現在

(注2) 要支援・要介護認定者数は、40歳以上65歳未満の第2号被保険者を含まない。

② 介護予防事業（二次予防）の参加者数の増加

目標項目	介護予防事業（二次予防）の参加者数の増加
指標	介護予防事業（二次予防）の参加者数
現状	1,141人 (平成23年度)
目標	2,685人 (平成26年度)
データソース	広島市介護予防事業実施結果

③ ロコモティブシンドローム（運動器症候群）を認知している者の割合の増加

目標項目	ロコモティブシンドローム（運動器症候群）を認知している者の割合の増加
指標	ロコモティブシンドローム（運動器症候群）を認知している者の割合
現状	20歳以上 26.4% (平成24年度)
目標	20歳以上 80% (平成34年度)
データソース	「広島市市民意識調査」

(注) ロコモティブシンドローム（運動器症候群）とは、骨、関節、筋肉など体を支えたり動かしたりする運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態のことをいう。

④ 日常生活における歩数の増加

目標項目	日常生活における歩数の増加
指標	70歳以上の者の歩数
現状	70歳以上 男性 5,626歩 女性 5,797歩 (平成23年度)
目標	70歳以上 男性 7,000歩 女性 6,000歩 (平成34年度)
データソース	広島市「市民健康づくり生活習慣調査」

⑤ 30分以上健康のために歩く者の割合の増加

目標項目	30分以上健康のために歩く者の割合の増加
指標	30分以上健康のために歩く者の割合
現状	70歳以上 男性 57.9% 女性 47.9% (平成23年度)
目標	70歳以上 男性 68% 女性 58% (平成34年度)
データソース	広島市「市民健康づくり生活習慣調査」

⑥ 低栄養傾向の高齢者の割合の増加の抑制

目標項目	低栄養傾向の高齢者の割合の増加の抑制
指標	低栄養傾向 (BMI20以下) の高齢者の割合
現状	70歳以上 21.3% (平成23年度)
目標	70歳以上 22% (平成34年度)
データソース	広島市「市民健康づくり生活習慣調査」

⑦ 足腰に痛みのある高齢者の割合の減少

目標項目	足腰に痛みのある高齢者の割合の減少
指標	足腰に痛みのある高齢者の割合 (千人当たり)
現状	65歳以上 男性 258人 女性 332人 (平成22年)
目標	65歳以上 男性 230人 女性 300人 (平成34年度)
データソース	厚生労働省「国民生活基礎調査」

⑧ 地域活動に参加する高齢者の割合の増加

目標項目	地域活動に参加する高齢者の割合の増加
指標	65歳以上で地域活動に参加する者の割合
現状	55.8% (平成22年度)
目標	63% (平成34年度)
データソース	広島市「高齢者の生活実態と意識に関する調査 (高齢者一般調査)」

⑨ 80歳以上で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加

目標項目	80歳以上で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加
指標	80歳以上で20歯以上の自分の歯を有する者の割合
現状	24.1% (平成23年度)
目標	50% (平成34年度)
データソース	広島市「市民健康づくり生活習慣調査」

⑩ 70歳における口腔機能低下者の割合の減少

目標項目	70歳における口腔機能低下者の割合の減少
指標	70歳における口腔機能低下者の割合
現状	14.2% (平成23年度)
目標	10% (平成34年度)
データソース	広島市節目年齢歯科健診結果

※出所 「元気じゃけんひろしま21(第2次)」から抜粋

なお、上記の「元気じゃけんひろしま21(第2次)」の目標のうち、①介護保険要支援・要介護認定者数の増加の抑制及び②介護予防事業(二次予防)の参加者数の増加の目標が平成26年度における目標となっている。これについて、保健医療課では、平成27年度以降の目標を①介護保険要支援・要介護認定者数の増加の抑制については高齢者施策推進プランの平成27年度以降の要支援・要介護認定者数の推計値を基準に設定しており、②介護予防事業(二次予防)の参加者数の増加については高齢者施策推進プランにおいて設定している。具体的な目標値は以下のとおりである。

① 介護保険要支援・要介護認定者数の増加の抑制

目標項目	介護保険要支援・要介護認定者数の増加の抑制
指標	介護保険要支援・要介護認定者数
目標	53,859 人未満 (平成 27 年度) 56,155 人未満 (平成 28 年度) 58,645 人未満 (平成 29 年度)
データソース	「広島市高齢者施策推進プラン」(平成 27 年度～平成 29 年度)

② 介護予防事業(二次予防)の参加者数の増加

目標項目	介護予防事業(二次予防)の参加者数の増加
指標	介護予防事業(二次予防)の参加者数
目標	3,624 人 (平成 27 年度) 3,992 人 (平成 28 年度) 4,352 人 (平成 29 年度)
データソース	「広島市高齢者施策推進プラン」(平成 27 年度～平成 29 年度)

※出所 広島市健康福祉局保健部保健医療課作成資料から抜粋

(2) 実施した監査手続の詳細

広島市健康福祉局保健部保健医療課の担当者に対し、高齢者施策に係る上記の事業内容及び目標値の内容についてヒアリングを行い、必要に応じて関連書類を閲覧した。

(3) 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(4) 監査の意見

お達者ポイント事業について(保健医療課)

広島市では、平成 26 年度より、健康づくりと介護予防等の取組のひとつとして、お達者ポイント事業を実施している。お達者ポイント事業の概要を示した「お達者ポイント事業について」によると、一定の活動を行い、ポイントが 100 ポイント以上となったグループに対し 5,000 円相当の景品を贈呈することとなっている。

【お達者ポイント事業について】

2 内容
①登録要件:地域の介護予防に取り組んでいる地域の自主グループ
・40 歳以上 10 人以上であり、グループメンバーの 8 割は同一区民であること
・介護予防の活動を他の補助金を受けて行っているグループは対象外
②景品申請基準:基本ポイントと加算ポイントの合計が 100 ポイント以上となること
・基本ポイントの取組は、必ず登録後 6 ヶ月以上実施し、来年度以降も継続すること

・「みんな」とはグループの8割以上のメンバー
 ・加算ポイントは、平成26年4月1日から景品申請日までに実施したもの

基本ポイント（必須）		加算ポイント	
内容	ポイント	内容	ポイント
みんなで介護予防の活動を、月4回以上実施	70	みんなが健康診査を受診し、健診の啓発カードを各人5枚配布	30
		みんなが保健センターの健康教室等に1回以上参加	20
みんなで介護予防の活動を、月2～3回実施	50	みんなが地域の行事に参加	20
		みんなが「元気じゃけんひろしま21（第2次）」の行動目標に取り組む 例：今年度歯科健診を受ける 1日30分歩く など	10
みんなで介護予防の活動を、月1回実施	40		

③確認方法：報告書（活動報告、取組者名簿等）及び健康診査の受診状況は、健康手帳等で確認
 ④景品：団体に対し5,000円相当の活動に役立つ用品
 ⑤スケジュール：7月1日～8月29日登録受付、1月12日～3月10日景品申請受付
 ⑥その他：登録及び景品申請受付（保健医療課及び各区厚生部健康長寿課）

※出所 広島市「お達者ポイント事業について」から抜粋

申請があった16自主グループのうち、2自主グループについては以下のように100ポイント以上という要件を満たしていなかった。

	基本ポイント	加算ポイント	合計獲得ポイント
A 自主グループ	70	20	90
B 自主グループ	40	40	80

そこで、保健医療課では、概要を示した「お達者ポイント事業について」に記載された「みんなが健康診査を受診し、健診の啓発カードを各人5枚配布」という要件の一部は満たしていたことから、以下のようにポイントを付与した。

	みんなが健康診断を受診	健診カードを各人5枚配布	付与ポイント
A 自主グループ	達成	—	15
B 自主グループ	15人中7人が達成	達成	20

その結果、以下のように2グループとも100ポイント以上という要件を満たしたも
 のとして景品の贈呈を行っている。

	基本ポイント	加算ポイント	合計獲得ポイント
A 自主グループ	70	35	105
B 自主グループ	40	60	100

「お達者ポイント事業について」には加算ポイントの一部を達成した場合にポイントを付与するという記載はないことから、今後の事務の実施に当たっては、加算ポイ

ントの一部を達成した場合にポイントを付与する場合には事前にその旨を「お達者ポイント事業について」に明記するなど、「お達者ポイント事業について」に則った適切な事務の実施を行うべきである。

3 地域生活の支援

(1) 地域包括支援センター

ア 概要

(ア) 地域包括支援センターの概要

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである。

地域包括支援センターは、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が設置できることとされている。また、介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の実施の委託を受けた者も包括的支援事業等を実施するために地域包括支援センターを設置できることとされている。地域包括支援センターを市町村が設置する場合と包括的支援事業の実施の委託を市町村から受けた者が設置する場合のいずれの場合においても、市町村は、その設置の責任主体として地域包括支援センターの運営について適切に関与しなければならないとされている。

(イ) 事業内容

地域包括支援センターで実施する事業内容は、a 包括的支援事業、b 指定介護予防支援事業、c その他の事業に大別される。以下、a 包括的支援事業、b 指定介護予防支援事業について説明する。

a 包括的支援事業は、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、(a)介護予防ケアマネジメント事業、(b)総合相談・支援事業、(c)権利擁護事業、(d)包括的・継続的ケアマネジメント事業の4つの事業を地域において一体的に実施するものである。

(a) 介護予防ケアマネジメント事業は、介護保険の被保険者（以下「被保険者」という。）が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業である。

(b) 総合相談・支援事業は、被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業である。

(c) 権利擁護事業は、被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業である。

(d) 包括的・継続的ケアマネジメント事業は、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画

の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業である。

- b 指定介護予防支援事業は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行う事業である。

(ウ) 広島市における設置状況及び実績

広島市では、介護保険法施行規則に規定する基準に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、中学校区を基本に 39 の日常生活圏域を設定し、この日常生活圏域を基本として、地域の高齢者の身近な総合相談窓口である地域包括支援センターを社会福祉法人等への委託方式で設置・運営している。

また、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するため、全市及び区ごとに地域包括支援センター運営協議会を設置している。

【地域包括支援センターの設置状況】

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

担当圏域		名称	委託法人名	所在地
中区	1	幟町(基町小学校区)	広島市基町地域包括支援センター	社会福祉法人福祉広医会 中区基町 19-2-425
	2	幟町(基町小学校区除く。)	広島市幟町地域包括支援センター	公益財団法人広島県看護協会 中区東白島町 13-26
	3	国泰寺	広島市国泰寺地域包括支援センター	医療法人翠清会 中区昭和町 1-5
	4	吉島	広島市吉島地域包括支援センター	医療法人あかね会 中区光南 1-4-6
	5	江波	広島市江波地域包括支援センター	社会福祉法人福祉広医会 中区江波西 2-14-8

担当圏域		名称	委託法人名	所在地
東区	1	福木・温品	広島市福木・温品地域包括支援センター	医療法人たかまさ会 東区上温品 1-24-9
	2	戸坂	広島市戸坂地域包括支援センター	社会福祉法人藤田長生会 東区戸坂中町 2-29
	3	牛田・早稲田	広島市牛田・早稲田地域包括支援センター	社会福祉法人広島光明学園 東区牛田本町 4-2-1-102
	4	二葉	広島市二葉地域包括支援センター	社会福祉法人寿老園老人ホーム 東区若草町 10-14 はらだビル 2階
南区	1	大州	広島市大州地域包括支援センター	社会福祉法人三篠会 南区大州 1-1-25
	2	段原	広島市段原地域包括支援センター	社会福祉法人広島常光福祉会 南区段原南 2-12-27
	3	翠町	広島市翠町地域包括支援センター	社会福祉法人光清学園 南区出汐 2-3-46
	4	仁保・楠那	広島市仁保・楠那地域包括支援センター	医療法人社団広島厚生会 南区東本浦町 26-8 たおビル 2階
	5	宇品・似島	広島市宇品・似島地域包括支援センター	社会福祉法人広島和光園 南区宇品御幸 2-13-12
西区	1	中広	広島市中広地域包括支援センター	医療法人厚生堂 西区三篠町 1-8-21 2階
	2	観音	広島市観音地域包括支援センター	広島中央保険生活協同組合 西区観音町 16-19 3階
	3	己斐・己斐上	広島市己斐・己斐上地域包括支援センター	社会福祉法人はばたきの里 西区己斐本町 2-12-3

担当圏域		名称	委託法人名	所在地	
西区	4	古田	広島市古田地域包括支援センター	社会福祉法人広島県同胞援護財団	西区古江東町 5-3-104
	5	庚午	広島市庚午地域包括支援センター	社会福祉法人広島県同胞援護財団	西区草津東 2-8-5
	6	井口台・井口	広島市井口台・井口地域包括支援センター	社会福祉法人広島県同胞援護財団	西区井口 2-5-19
安佐南区	1	城山北・城南	広島市城山北・城南地域包括支援センター	社会福祉法人楽友会	安佐南区川内 5-16-10 B101
	2	安佐・安佐南	広島市安佐・安佐南地域包括支援センター	広島医療生活協同組合	安佐南区中須 2-19-10-1
	3	高取北・安西	広島市高取北・安西地域包括支援センター	社会福祉法人慈光会	安佐南区高取北 1-17-41
	4	東原・祇園東	広島市東原・祇園東地域包括支援センター	社会福祉法人慈光会	安佐南区東原 3-14-4
	5	祇園・長束	広島市祇園・長束地域包括支援センター	社会福祉法人広島良城会	安佐南区祇園 6-10-22
	6	戸山・伴・大塚	広島市戸山・伴・大塚地域包括支援センター	社会福祉法人慈光会	安佐南区伴中央 2-5-6

担当圏域		名称	委託法人名	所在地
安佐北区	1	白木	広島市白木地域包括支援センター	社会福祉法人三篠会 安佐北区白木町井原1244
	2	高陽・亀崎・落合	広島市高陽・亀崎・落合地域包括支援センター	社会福祉法人広島光明学園 安佐北区深川6-3-26
	3	口田	広島市口田地域包括支援センター	医療法人社団うすい会 安佐北区口田南7-11-22
	4	三入・可部	広島市三入・可部地域包括支援センター	社会福祉法人広島県同胞援護財団 安佐北区可部6-10-22
	5	亀山	広島市亀山地域包括支援センター	社会福祉法人広島県同胞援護財団 安佐北区亀山4-2-23
	6	清和・日浦	広島市清和・日浦地域包括支援センター	社会福祉法人 IGL 学園福祉会 安佐北区あさひが丘3-18-13-7-101
安芸区	1	瀬野川東(中野東小学校区含む。)	広島市瀬野川東地域包括支援センター	医療法人社団長寿会 安芸区中野東6-3-36
	2	瀬野川(中野東小学校区を除く。) ・船越	広島市瀬野川・船越地域包括支援センター	社会福祉法人慈楽福祉会 安芸区中野3-9-5
	3	阿戸・矢野	広島市阿戸・矢野地域包括支援センター 〃(阿戸連絡所)	社会福祉法人あと会 安芸区矢野東6-23-15 社会福祉法人あと会 安芸区阿戸町418-1

担当圏域		名称	委託法人名	所在地
佐伯区	1	湯来・砂谷	広島市湯来・砂谷地域包括支援センター	社会福祉法人芸南福祉会 佐伯区湯来町白砂 82-4
	2	五月が丘・美鈴が丘	広島市五月が丘・美鈴が丘地域包括支援センター	社会福祉法人平和会 佐伯区美鈴が丘西 1-3-9
	3	三和	広島市三和地域包括支援センター	社会福祉法人慈光会 佐伯区五日市町石内 6405-1
	4	城山・五日市観音	広島市城山・五日市観音地域包括支援センター	社会福祉法人双樹会 佐伯区千同 1-30-6
	5	五日市	広島市五日市地域包括支援センター	社会福祉法人三篠会 佐伯区五日市中央 2-4-40
	6	五日市南	広島市五日市南地域包括支援センター	社会福祉法人三篠会 佐伯区楽々園 4-2-19-101

※出所 広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課作成資料から抜粋

(エ) 職員の配置について

地域包括支援センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として、a 保健師その他これに準ずる者（地域ケア、地域保健等に関する経験を有する看護師）、b 社会福祉士その他これに準ずる者、c 主任介護支援専門員その他これに準ずる者を置くこととされている。

また介護保険法施行規則では、地域包括支援センターの行う業務に従事する職員として、担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）それぞれ 1 人とされている。ただし、次に掲げる場合には、地域包括支援センターの担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、以下の表のとおりとすることができるとされている。

- a 第一号被保険者の数がおおむね 3,000 人未満の市町村に設置する場合
- b 市町村合併があった市町村又は一部事務組合若しくは広域連合で、原則の基準ではセンターの効率的な運営に支障があると運営協議会において認められた場

合

- c 人口規模にかかわらず、地理的条件その他の事情を勘案して、特定の生活圏域に一のセンターの設置が必要であると運営協議会において認められた場合

【上記 a～c の条件にあてはまる場合の配置すべき人員】

第一号被保険者の数	配置すべき人員
おおむね 1,000 人未満	保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち 1 人又は 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	専らその職務に従事する常勤の保健師等を 1 人及び専らその職務に従事する常勤の社会福祉士等又は主任介護支援専門員等のいずれか 1 人

なお、広島市では、介護保険法施行規則の基準において、1 人又は 2 人配置を認めているのは、小規模市町村等において専門職員の確保が困難であっても、地域包括支援センターを設置しなければ介護保険制度を運用できないためやむを得ず認められた例外措置であることから、業務の質を確保するために、全ての地域包括支援センターにおいて、少なくとも 3 職種・3 人の職員を配置することとしている。

さらに、9 月末時点で担当する区域における第一号被保険者の数が 6,500 人以上になった場合には翌年度 4 月より置くべき員数を 4 人に、8,000 人以上になり職員を増員しなかった場合に業務の実施に支障が生ずるおそれがあると判断したときには翌年度 4 月より置くべき員数を 5 人にするとしている。

【広島市の定める配置職員数】

担当圏域の高齢者人口等	配置職員数
①高齢者人口が 6,500 人未満	3 人
②高齢者人口が 6,500 人以上（③を除く）	4 人
③高齢者人口が 8,000 人以上で、増員しなかった場合業務の実施に支障が生ずるおそれがある	5 人

（注） 高齢者地域支え合いモデル事業等に係る加配職員は含まない。

※出所 広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課作成資料から抜粋

広島市の地域包括支援センター職員の配置状況は以下のとおりである。

(単位：人)

区	名称	平成 25 年 9 月末	平成 26 年度	配置職員数 (平成 27 年 3 月 31 日現在)			
		高齢者人 口数	必要配置 職員数	①保健師 又は準ず る者	②社会福 祉士	③主任介 護支援専 門員	合計
中区	1 基町	2,005	4	1	1	2	4
	2 幟町★	4,710	3	2.3	1	1	4.3
	3 国泰寺	8,643	5	1	2	2	5
	4 吉島	5,349	3	1	1	1	3
	5 江波	8,299	5	1	2	2	5
東区	1 福木・温品	7,306	4	1	1	2	4
	2 戸坂★	6,251	3	2	1	1	4
	3 牛田・早稲田	5,574	3	1	1	1	3
	4 二葉	8,523	5	1	2	2	5
南区	1 大州	5,323	3	1	1	1	3
	2 段原	5,708	3	1	1	1	3
	3 翠町	6,850	4	1	1	2	4
	4 仁保・楠那★	5,698	3	1	2	1	4
	5 宇品・似島	7,265	4	1	1	2	4
西区	1 中広	7,099	4	1	1	2	4
	2 観音	7,569	4	1	1	2	4
	3 己斐・己斐上	7,485	4	1	1	2	4
	4 古田	4,338	3	1	1	1	3
	5 庚午	5,178	3	1	1	1	3
	6 井口台・井口★	6,046	4	2	2	1	5
安佐南区	1 城山北・城南	7,559	4	1	1	2	4
	2 安佐・安佐南	8,413	5	1	2	2	5
	3 高取北・安西★	8,727	5	2	2	2	6
	4 東原・祇園東	5,242	3	1	1	1	3
	5 祇園・長束	7,714	4	1	1	2	4
	6 戸山・伴・大塚	6,162	4	1	1	2	4

区	名称	平成 25 年 9 月末	平成 26 年度	配置職員数（平成 27 年 3 月 31 日現在）			
		高齢者人 口数	必要配置 職員数	①保健師 又は準ず る者	②社会福 祉士	③主任介 護支援専 門員	合計
安佐北区	1 白木	3,153	3	1	1	1	3
	2 高陽・亀崎・落 合★	9,384	5	2	1	3	6
	3 口田	6,793	4	1	2	1	4
	4 三入・可部	9,346	5	1	2	2	5
	5 亀山	5,408	3	1	1	1	3
	6 清和・日浦	6,553	4	1	1	2	4
安芸区	1 瀬野川東	4,766	3	1	1	1	3
	2 瀬野川・船越★	6,737	4	2	1	2	5
	3 阿戸・矢野	6,574	4	1	1	2	4
佐伯区	1 湯来・砂谷	2,479	3	1	1	1	3
	2 五月が丘・美鈴 が丘★	5,407	3	1	1	2	4
	3 三和	4,615	3	1	1	1	3
	4 城山・五日市観 音	7,596	4	1	1	2	4
	5 五日市	6,027	3	1	1	1	3
	6 五日市南	4,123	3	1	1	1	3

(注1) ★印は高齢者地域支え合いモデル事業により職員を1人加配しているセンター。
ただし、幟町地域包括支援センターは1人の加配に加えさらに非常勤職員1人（常勤換算で0.3人役）を加配している。

(注2) 必要配置職員数には高齢者地域支え合いモデル事業による加配職員の員数を含めていない。

※出所 広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課作成資料から監査人作成

平成 21 年度に、担当圏域の高齢者人口が 6,500 人未満（配置職員数 3 名）で、活発な活動を行っている地域包括支援センター 4 か所（基町、井口台・井口、戸山・伴・大塚及び阿戸・矢野）に職員 1 人を加配したが、その後、圏域の高齢者人口が 6,500 人に達した段階で、加配状態を順次解消することとしていた。

既に 3 地域包括支援センター（基町、戸山・伴・大塚、阿戸・矢野）は高齢者地域支え合いモデル事業の開始あるいは高齢者人口数の増加により加配状態は解消し、1 地域包括支援センター（井口台・井口）は平成 28 年 4 月に解消する予定である。

(オ) 地域包括支援センターの委託費の推移

広島市の地域包括支援センターに対する委託費の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

区	名称	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
中区	1 基町	23,994	23,994	24,244
	2 幟町★	19,136	22,977	24,755
	3 国泰寺	23,293	28,650	28,746
	4 吉島	17,936	17,936	18,011
	5 江波	23,293	23,293	26,280
東区	1 福木・温品	23,293	23,293	23,379
	2 戸坂★	19,136	19,136	22,973
	3 牛田・早稲田	18,716	18,716	18,813
	4 二葉	24,493	27,984	29,946
南区	1 大州	18,896	16,937	17,829
	2 段原	19,136	19,136	19,211
	3 翠町	17,936	23,293	23,379
	4 仁保・楠那★	17,936	17,936	22,015
	5 宇品・似島	23,893	23,893	23,979
西区	1 中広	19,136	23,374	24,579
	2 観音	23,293	23,293	23,379
	3 己斐・己斐上	24,493	24,493	24,579
	4 古田	19,136	19,136	19,211
	5 庚午	19,136	19,136	19,211
	6 井口台・井口★	24,253	24,253	28,323
安佐南区	1 城山北・城南	24,493	24,493	24,579
	2 安佐・安佐南	23,711	23,711	29,164
	3 高取北・安西★	23,293	33,101	34,290
	4 東原・祇園東	19,085	19,085	19,192
	5 祇園・長束	24,253	24,253	24,339
	6 戸山・伴・大塚	24,493	24,493	24,295
安佐北区	1 白木	17,936	17,936	18,011
	2 高陽・亀崎・落合★	29,600	29,850	32,781
	3 口田	19,136	19,136	24,579
	4 三入・可部	28,217	28,397	28,746
	5 亀山	18,788	18,788	18,863
	6 清和・日浦	17,936	17,936	23,379

区	名称	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
安芸区	1 瀬野川東	17,936	17,936	18,011
	2 瀬野川・船越★	17,936	17,936	27,907
	3 阿戸・矢野	24,493	24,493	24,579
佐伯区	1 湯来・砂谷	17,936	17,936	18,011
	2 五月が丘・美鈴が丘★	19,136	19,136	23,414
	3 三和	17,936	17,936	18,011
	4 城山・五日市観音	24,493	24,493	24,579
	5 五日市	19,136	17,575	19,211
	6 五日市南	19,136	19,136	19,211
合計		869,614	898,618	957,998

(注) ★印は高齢者地域支え合いモデル事業による職員加配をしているセンター
 ※出所 広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課作成資料から抜粋

委託費については、高齢者人口を基にまずは必要な職員数を決定し、その配置に必要な人件費と事務費を積み上げて積算している。

(カ) 地域包括支援センターの活動状況

地域包括支援センターは高齢者の身近な総合相談窓口として様々な活動を行っており、平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月までの活動状況は以下の表のとおりである。

【地域包括支援センターの活動状況等】

地域包括支援センター名	高齢者人口 (平成 26 年 9 月末現在) A	総合相談 (延べ:人) B	相談件数比率 (%) B / A	介護予防ケアマネジメント (延べ:人) C	相談件数比率 (%) C / A	権利擁護 (延べ:人)	地域ネットワーク		
							ケアマネジャーからの相談 (延べ:人)	地区組織の会議 (参加+開催:回)	
中区	1 基町	1,985	7,128	359.1	3,887	195.8	22	172	51
	2 鞆町	4,959	3,149	63.5	1,977	39.9	136	237	35
	3 国泰寺	9,040	3,512	38.8	2,565	28.4	122	322	48
	4 吉島	5,573	3,773	67.7	2,725	48.9	102	311	14
	5 江波	8,693	3,130	36.0	2,235	25.7	54	194	42
東区	1 福木・温品	7,588	4,423	58.3	3,126	41.2	82	477	39
	2 戸坂	6,511	4,555	70.0	3,394	52.1	20	289	41
	3 牛田・早稲田	5,783	3,639	62.9	3,053	52.8	31	175	44
	4 二葉	8,833	6,190	70.1	4,880	55.2	287	336	28

地域包括支援センター 一名		高齢者人口（平成 26年9月 末現在） A	総合相談 （延べ：人） B	相談件 数比率 （%） B / A	介護予防ケ アマネジメ ント（延 べ：人） C	相談件 数比率 （%） C / A	権利擁護 （延べ：人）	地域ネットワーク		
								ケアマネジ ャーからの 相談（延 べ：人）	地区組織 の会議 （参加+ 開催：回）	
南区	1	大州	5,522	4,076	73.8	3,024	54.8	101	324	14
	2	段原	5,985	5,031	84.1	3,197	53.4	201	820	49
	3	翠町	7,058	3,339	47.3	2,169	30.7	221	511	41
	4	仁保・楠那	5,915	1,943	32.8	1,229	20.8	100	215	69
	5	宇品・似島	7,523	3,407	45.3	2,140	28.4	78	350	44
西区	1	中広	7,340	3,216	43.8	2,360	32.2	156	199	21
	2	観音	7,794	4,906	62.9	3,446	44.2	108	930	23
	3	己斐・己斐 上	7,782	3,901	50.1	3,137	40.3	77	130	22
	4	古田	4,612	3,778	81.9	3,025	65.6	38	368	59
	5	庚午	5,393	3,913	72.6	3,051	56.6	98	317	26
	6	井口台・井口	6,388	6,234	97.6	4,650	72.8	157	828	61
安佐南区	1	城山北・ 城南	7,880	6,603	83.8	5,049	64.1	179	849	19
	2	安佐・安佐 南	8,835	5,286	59.8	4,194	47.5	113	743	29
	3	高取北・ 安西	9,145	5,932	64.9	4,782	52.3	55	543	50
	4	東原・祇園 東	5,506	5,976	108.5	4,288	77.9	181	751	61
	5	祇園・長束	8,087	3,195	39.5	2,285	28.3	58	452	29
	6	戸山・伴・ 大塚	6,610	3,570	54.0	3,005	45.5	128	436	15
安佐北区	1	白木	3,266	3,888	119.0	3,331	102.0	34	111	37
	2	高陽・亀 崎・落合	9,904	7,856	79.3	6,195	62.6	34	634	11
	3	口田	7,145	5,089	71.2	3,692	51.7	41	471	18
	4	三入・可部	9,859	6,987	70.9	5,919	60.0	123	420	41
	5	亀山	5,697	3,173	55.7	2,489	43.7	30	192	28
	6	清和・日浦	6,921	6,662	96.3	5,353	77.3	55	300	52
安芸区	1	瀬野川東	5,010	4,497	89.8	3,296	65.8	43	318	18
	2	瀬野川・船 越	6,967	4,513	64.8	3,056	43.9	19	828	32
	3	阿戸・矢野	6,908	5,292	76.6	3,765	54.5	82	580	14
佐伯区	1	湯来・砂谷	2,583	3,399	131.6	2,555	98.9	15	293	10
	2	五月が 丘・美鈴が 丘	5,806	2,172	37.4	1,758	30.3	75	163	152
	3	三和	4,900	3,007	61.4	2,166	44.2	135	402	34
	4	城山・五日 市観音	7,969	5,680	71.3	3,863	48.5	172	1,057	65
	5	五日市	6,368	3,037	47.7	2,287	35.9	91	266	32
	6	五日市南	4,260	2,510	58.9	1,524	35.8	65	279	43

地域包括支援センター 一名	高齢者人口（平成26年9月末現在） A	総合相談（延べ：人） B	相談件数比率（%） B / A	介護予防ケアマネジメント（延べ：人） C	相談件数比率（%） C / A	権利擁護（延べ：人）	地域ネットワーク	
							ケアマネジャーからの相談（延べ：人）	地区組織の会議（参加＋開催：回）
合計	269,903	181,567		134,122		3,919	17,593	1,561

※出所 広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課作成資料から監査人作成

なお、総合相談とは高齢者やその家族などから、健康の不安や介護の相談や福祉に関する様々な相談を受けることであり、家庭訪問相談、電話相談及び来所相談が含まれている。介護予防ケアマネジメントとは介護が必要となる可能性が高い高齢者や、要介護認定で「要支援1・2」に認定された高齢者等に対して介護予防のための相談を受けることである。権利擁護とは高齢者虐待の早期発見と防止に努めるとともに、「成年後見制度」の普及や利用手続の支援等を行い、高齢者の人権を守るための相談を受けることである。地域ネットワークとは地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制が構築できるよう、地域のケアマネジャーの支援や関係機関とのネットワークづくりを行うことである。

(キ) 地域包括支援センターの活動状況の自己評価

地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業者として、介護予防支援業務を担当圏域内で独占的に行うことから、その運営については、公正・中立性が求められる。また、地域包括支援センターは、地域の高齢者の保健・福祉に関する総合相談・支援等のサービスを提供することから、サービスの質の確保・向上を図る必要がある。

このため、広島市では「公正・中立性の評価基準」及び「活動状況の評価基準」を作成し、運用を行っている。

評価手順は、まず個々の地域包括支援センターが「運営基準」及び「評価基準」に基づき、自己評価を行い、自己評価表に達成状況及び現状と対策を記入する。現状と対策には、達成状況を選択した理由（地域の特性や活動状況等）や、地域包括支援センターとして、現在特に力を入れていること、工夫していること、今後取り組む計画等について記入を行う。なお、自己評価表は、職員が個人の判断で記入するのではなく、センター長を含め、地域包括支援センターの職員全員が協議して記入し、法人の承認を得て、区健康長寿課へ提出する。区健康長寿課は、個々の地域包括支援センターの巡回支援時に、地域包括支援センターから提出された自己評価結果に基づき、今後の活動計画について話し合い、区健康長寿課の支援欄に、各地域包括支援センターの特徴的な活動や努力されている現状と、話し合っただけで決まった今後の活動計画や支援等について記入し、高齢福祉課とも情報共有を図っている。

評価結果は、各地域包括支援センターと高齢福祉課が運営状況について共通認識を得るとともに、協働して公正・中立性の確保や質の向上に努めるために活用する。公正・中立性の評価について、「改善項目あり」と評価された地域包括支援センターについては、そのような状態になった理由等についてヒアリングを行った上で、課題があると認められる場合は改善指導を行う。活動状況の評価については、定例会等で各地域包括支援センター同士の情報交換の場を設定すること等により、地域包括支援センターの課題抽出、活動目標の設定等を行う。また、運営協議会では、評価結果に基づき、地域包括支援センターを支援する方策等について協議検討する。

評価スケジュールは、毎年度5月から6月において、前年度の1年間を評価期間として、公正・中立性及び活動状況の自己評価を行う。

平成26年4月から平成27年3月までを評価対象期間とした評価結果は以下のとおりである。

【公正・中立性の評価結果】

評価項目（評価基準）		達成状況
設置状況	①他の事業部門と分離できる事務室の配置である。 ②パソコンをパスワード管理等により、他の事業部門が開けないように管理している。	全センターで達成
広報活動	①センターの紹介パンフレット等で、法人の他の事業部門のPRを行っていない。 ②電話対応時に、法人施設名等を名乗っていない。	全センターで達成
介護予防ケアマネジメント	介護予防訪問介護 正当な理由なく、特定の法人の事業所に偏った介護予防訪問介護の利用をしていない。 (最多法人占有率(注)が90%未満)	全センターで達成 (占有率:12.7%~66.8%)
	介護予防通院介護 正当な理由なく、特定の法人の事業所に偏った介護予防通院介護の利用をしていない。 (最多法人占有率(注)が90%未満)	全センターで達成 (占有率:12.1%~59.2%)

(注) 最多法人占有率：センターで作成した介護予防ケアプランのうち、最も多く利用されている法人の介護予防サービスを位置づけたケアプランが占める割合

※出所 広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課作成資料から抜粋

【活動状況の評価結果】

評価の指標		A	B	C
		よく できて いる	できて いる	あまり できて いない
I-1 設置 状況	【立ち寄りやすさ】高齢者の立ち寄り状況	39	2	0
	【案内のわかりやすさ】 単独看板の設置状況	39	2	0
2 職員と しての視 点	【職員の公正・中立性の認識】 職員の公正・中立性に対する認識	41	0	0
	【職員の包括的・継続的支援の認識】 職員の包括的・継続的に支援することの認識	41	0	0
	【職員の資質の向上】 研修会の参加状況や職員への伝達状況	41	0	0
3 地域と の連携	【地域ケア会議の開催】 地域ケア会議の開催状況	41	0	0
	【地域の課題解決】 地域のニーズや課題の把握及び課題解決への取り組み 状況	41	0	0
4 個人情 報保護	【同意】 個人情報を収集及び提供した場合の同意及び記録状況	41	0	0
5 広報活 動	【広報活動】 独自の地域包括支援センター紹介用パンフレット（チ ラシ等）の作成状況	41	0	0
6 苦情	【苦情対応】 苦情があった場合の対応及び記録状況	41	0	0
II-1 実態 把握	【関係機関との連携づくり】 地域の関係機関・団体の会議等への参加状況	41	0	0
2 総合相 談業務	【相談状況】 高齢者等への相談状況	41	0	0
	【相談記録の管理】 「利用者基本情報」「相談受付票」等の相談記録票の管理 状況	41	0	0

評価の指標		A	B	C
		よく でき ている	でき て いる	あま り でき て い ない
3 地域に おけるネ ットワー ク構築業 務	【圏域内マップ等作成】 圏域内のマップ（又はリスト）の作成状況	41	0	0
	【ネットワーク構築の働きかけ】 地域の関係機関・団体等に対する、ネットワーク構築 の働きかけ状況	41	0	0
Ⅲ-1 権利 擁護	センター内や関係機関と複数での緊急性の判断及び必 要時の訪問等の状況確認の実施状況	41	0	0
2 高齢者 虐待への 対応	「養護者による高齢者虐待への対応についてのマニユ アル」に基づく高齢者虐待の通報・届出・相談の対応 状況	41	0	0
	処遇検討会の開催状況	41	0	0
3 困難事 例への対 応	問題発見時の訪問状況	41	0	0
	センター内でのケース会議（ケースカンファレンス） の開催状況	41	0	0
4 消費者 被害防止	【消費者被害の情報と提供】 消費者被害の情報及び支援の方法の収集状況	41	0	0
	消費者被害の情報パンフレット（又はチラシ等）の配 布状況	41	0	0
Ⅳ-1 包括 的・継続的 ケアマネ ジメント 体制構築	【関係機関との連携】 関係機関との連携の構築及び介護支援専門員と関係機 関との連携の支援状況	41	0	0
	【介護サービス機関相互の連携】 介護サービス提供機関相互の連携を図っている状況	41	0	0
2 介護支 援専門員 に対する 支援	【介護支援専門員への個別支援】 介護支援専門員への支援状況	41	0	0
	【介護支援専門員のネットワーク構築】 担当圏域の介護支援専門員の連絡会や研修会の開催状 況	41	0	0

評価の指標		A	B	C
		よく できて いる	できて いる	あまり できて いない
V-1 要支援者に対する介護予防ケアマネジメント	【介護予防ケアプラン作成】 要支援者への介護予防ケアプラン作成状況	41	0	0
	【サービス担当者会議の開催】 サービス担当者会議の開催状況	41	0	0
	【定期的モニタリング】 モニタリング・評価の実施状況	41	0	0
	【スムーズな引継ぎ】 介護給付に移行した場合の居宅介護支援事業所への引継ぎ状況	41	0	0
2 介護予防特定高齢者施策	【特定高齢者の把握】 特定高齢者の把握状況	41	0	0
	【介護予防事業の推進】 介護予防事業の推進状況	41	0	0
	【介護予防ケアプラン作成】 特定高齢者の介護予防ケアプラン作成状況	41	0	0
	【評価の実施】 モニタリング・評価の実施状況	41	0	0

※出所 広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課作成資料から抜粋

イ 実施した監査手続の詳細

広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課の担当者に対し、高齢者施策に係る上記の事業についてヒアリングを行い、必要に応じて関連書類を閲覧した。

ウ 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

エ 監査の意見

(ア) 地域包括支援センターの利用状況の評価指標の設定について（高齢福祉課）

広島市における地域包括支援センターごとの高齢者人口に占める相談件数の割合を算出すると、広島市基町地域包括支援センターの相談件数が他の地域包括支援センターと比較して圧倒的に多くなっている。その理由は、担当圏域が非常に狭いうえに地域包括支援センターが団地内のショッピングセンター内に位置し立ち寄りやすく、訪問及び来所による相談が多いことなどによるためである。なお、高齢者人口に対する相談件数の割合は地域包括支援センターごとにばらつきがある。た

だし、これはあくまで定量的な指標であり、相談件数が少ないだけで地域包括支援センターが業務を適切に実施していないと評価することはできない。また、広島市としても地域包括支援センターが担当する圏域の地理的条件や地域の特性などにより利用状況の差があることを認識しているが、当該比率についての考察を行っておらず、利用状況の評価指標が明らかではない。

ただし、広島市としては地域包括支援センターが、民生委員や地区社会福祉協議会、町内会・自治会、単位老人クラブといった地域の様々な活動主体及び医療や介護サービス提供機関等との連携を強化し、高齢者等への効果的な支援体制を構築する役割を担うものと考えていることから、定量的指標を用いながらも、これらの要素も加味し、利用状況を評価できる仕組みをつくる必要がある。

(イ) 地域包括支援センターの活動状況の自己評価について(高齢福祉課)

地域包括支援センターの運営の公正・中立性及び活動状況の自己評価のうち、「公正・中立性の評価」は平成19年9月から、「活動状況の評価」は平成20年4月から行っており、平成26年4月から平成27年3月を評価対象期間とした評価結果では、活動状況の評価結果における設置状況の項目を除く全ての項目が達成されており、現行の評価基準による地域包括支援センターの活動の底上げは、一定程度達成できたと広島市は考えている。

しかし、広島市では平成26年度の評価結果公表時点(評価対象期間：平成25年4月から平成26年3月)より、介護保険法の改正に伴う、在宅医療・介護連携の推進や地域のネットワークづくりなど、今後、重点的に取り組まなければならない活動の評価も必要となってくるため、現行の運営基準、評価基準の見直しに取り組むとしているが、当包括外部監査の実施時点では見直しに至っていない。

評価基準は各地域包括支援センターが事業運営を行うにあたっての目安となるものであり、また、高齢者地域支え合いモデル事業をはじめとした地域包括ケアシステムを構築していく上で重要な事業を地域包括支援センターが担っている現状を踏まえると、これらの重点的に取り組まなければならない活動に沿った運営基準、評価基準に早急に改訂することが求められる。

(2) 地域見守り活動等の促進

ア 概要

広島市では地域の実情に応じて高齢者の見守り活動を促進するとともに、避難行動要支援者の支援体制の確立などを図るため、様々な活動を行っており、民生委員が行う見守りが必要な高齢者を対象とした生活状況の確認や声掛け等の活動支援を行っている。

イ 民生委員の役割と要件

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員であり、地域において、住民の立場に立って相談や必要な支援を行う等、地域福祉を推進するための活動を行っている。また、民生委員は同時に児童福祉法に定める児童委員を兼ねており、地域の住民・団体と協力して、児童・妊産婦等の福祉の推進を図っている。更に、児童委員の中から主任児童委員が指名され、児童福祉に関する事項を専門的に担当することとされている。

民生委員・児童委員は人格識見高く、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある人等民生委員法に規定された要件を満たす人が、市町村に設置された民生委員推薦会によって都道府県知事（政令指定都市の場合は市長）に推薦され、都道府県知事は都道府県（政令指定都市の場合は市）に設置された地方社会福祉審議会に意見を聴いた後に厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が民生委員・児童委員を委嘱する。全ての民生委員・児童委員は、市町村の一定区域ごとに置かれた民生委員児童委員協議会（以下、「民児協」という。）に所属している。なお、任期は3年（ただし、再任が可）であり、無報酬となっている。ただし、活動に必要な交通費等に充当する目的で活動費を年間約8万3千円支給している。

なお、広島市においては、概ね小学校区ごとに99の民児協が置かれている。

ウ 民生委員の配置状況と活動状況

広島市は政令指定都市であり、配置基準（厚生労働大臣が定める政令指定都市の参酌基準）は以下のとおりである。

民生委員・児童委員	220～440世帯ごとに1人
主任児童委員	地区民児協の民生委員・児童委員の定数 39人以下の場合：2人 40人以上の場合：3人 (注) 民生委員・児童委員の定数に主任児童委員の数は含まない。

※出所 全国民生委員児童委員連合会「あなたのまちの民生委員・児童委員」から抜粋

平成27年7月1日における配置状況は以下のとおりである。

(単位：人)

区名	区域担当			主任児童委員			合計		
	定数	委嘱者数	充足率	定数	委嘱者数	充足率	定数	委嘱者数	充足率
中区	229	216	94.3%	26	23	88.5%	255	239	93.7%
東区	186	177	95.2%	19	19	100.0%	205	196	95.6%
南区	237	230	97.0%	26	26	100.0%	263	256	97.3%
西区	289	267	92.4%	26	24	92.3%	315	291	92.4%
安佐南区	289	284	98.3%	38	37	97.4%	327	321	98.2%
安佐北区	220	218	99.1%	21	21	100.0%	241	239	99.2%
安芸区	119	119	100.0%	16	15	93.8%	135	134	99.3%
佐伯区	195	189	96.9%	28	28	100.0%	223	217	97.3%
合計	1,764	1,700	96.4%	200	193	96.5%	1,964	1,893	96.4%

※出所 広島市健康福祉局地域福祉課作成資料から抜粋

なお、都道府県・政令指定都市・中核市別の配置状況は、以下のとおりである。

(平成25年12月1日時点(単位：人))

	区域担当			主任児童委員			合計		
	定数	委嘱者数	充足率	定数	委嘱者数	充足率	定数	委嘱者数	充足率
都道府県	149,131	145,107	97.3%	14,302	13,959	97.6%	163,433	159,066	97.3%
政令市	37,381	35,976	96.2%	4,659	4,479	96.1%	42,040	40,455	96.2%
中核市	27,959	27,208	97.3%	2,839	2,759	97.2%	30,798	29,967	97.3%
合計	214,471	208,291	97.1%	21,800	21,197	97.2%	236,271	229,488	97.1%

※出所 厚生労働省 ホームページ「平成25年度民生委員・児童委員の一斉改選結果について」を基に監査人作成

また、広島市における高齢者に関する民生委員の活動状況は、以下のとおりである。

(単位：回数)

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談・援助活動	35,646	38,539	35,517	33,635	36,740

※出所 広島市健康福祉局地域福祉課作成資料から抜粋

エ 実施した監査手続の詳細

広島市健康福祉局地域福祉課の担当者に対し、高齢者施策に係る上記の事業についてヒアリングを行い、必要に応じて関連書類を閲覧した。

オ 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。

(3) 高齢者・介護者に対する支援

ア 概要

広島市では、高齢者一人一人が、健康でその能力を発揮し、生きがいを感じ、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、介護保険サービスの他にも、高齢者や介護者のために様々なサービスを提供している。

主なサービスは以下のとおりである。

① 配食サービス

昼食又は夕食を配達し、安否確認をします。

【対象者】以下の(1)(2)ともに該当する人

- (1) 概ね 65 歳以上の人のみの世帯（又はこれに準ずる世帯）に属する
- (2) 虚弱で調理が困難

【本人負担額】 1 食 514 円他

② 家族介護用品の支給

常時介護を必要としている人を在宅で介護している家族に、1 か月あたり 6,250 円を限度に、紙おむつ・尿とりパッド・介護用シート・おしりふき・使い捨て手袋を支給します。

【対象者】以下の(1)(2)ともに該当する人を、在宅で介護している家族

- (1) 要介護 4・5 と認定されている
- (2) 生活保護等を受けている又は市民税非課税世帯に属している

③ 家族介護教室の実施

介護に関する知識や技術、介護者の健康管理などを学びます。また、介護している家族のリフレッシュや介護者同士の交流を図るために、家族介護者交流会を開催します。

【対象者と参加費】

区分	対象者	参加費
家族介護教室	高齢者を介護している家族と支援者	無料
家族介護者交流会	高齢者を介護している家族	1,000 円

④ あんしん電話の設置

急病などの緊急時に、発信機のボタンを押すと、電話相談センターが受信し、協力員や消防局に事態を知らせ、必要時には利用者宅へ駆けつけます。

【対象者】病弱などのために日常生活上注意が必要な概ね 65 歳以上（病弱な高齢者）で、次の世帯に属する人

- (1) ひとり暮らし
- (2) 病弱な高齢者、18 歳以上の身体障害者（障害等級 1 級・2 級）、知

的障害者（療育手帳^④・A）又は精神障害者（精神保健福祉手帳1級）のみの世帯

【利用料】

区分	負担月額
市民税課税世帯の人	1,944 円
市民税非課税世帯の人	194 円
生活保護受給世帯の人	無料

⑤ 家族介護慰労金の支給

在宅で常時介護を必要としている高齢者等を、介護保険サービスを受けずに介護している家族に慰労金を支給します。

【対象者】以下の(1)～(3)すべてに該当する人を、在宅で介護している家族

- (1) 市民税非課税世帯に属している
- (2) 1年間継続して、要介護4・5と認定されているか、同等と認められる
- (3) 1年間継続して、介護保険サービスを利用していない

【支給額】 100,000 円

⑥ 成年後見制度の利用支援

1. 成年後見人等選任の申立て

身寄りがなく判断能力が十分でない高齢者や障害者のために、財産管理などを代わりに行う成年後見人等の選任の申立てを、市長が家庭裁判所に行います。

【対象者】以下の(1)～(3)すべてに該当する人

- (1) 高齢者、知的障害者又は精神障害者等
- (2) 財産管理や福祉サービス等の契約を行う能力が十分でない
- (3) 成年後見人等選任の申立てを行う配偶者や四親等以内の親族がいない

(注) その他、市長が本人のために必要と認めた場合も対象となります。

2. 成年後見人等への報酬の支払い助成

資力が十分でなく、成年後見人等への報酬の支払いが困難な人。

(注) 成年後見人等が親族の場合は対象外です。

【助成額】 家庭裁判所が決定する成年後見人等への報酬額を、次の額を上限に助成します。

- (1) 在宅期間 : 月額 28,000 円
- (2) 入院、入所期間 : 月額 18,000 円

⑦ 生活指導短期宿泊事業

短期間宿泊して、生活習慣などの指導を受けることにより、要介護状態への進行を予防します。

【対象者】以下の(1)～(3)すべてに該当する人

- (1) 65 歳以上
- (2) 要介護・要支援認定を受けてない
- (3) 身体上又は精神上的の障害により、日常生活を営むのに支障がある

【利用料（1日あたり）】 1,130 円（生活保護受給世帯等 300 円）

⑧ 住居改修費の補助

高齢者の住まいのバリアフリー改修費用を補助します。

【対象者】市内在住で、次の(1)～(3)すべてに該当する人

- (1) 要介護・要支援認定を受けているか、加齢が原因とされる特定疾病により生活保護法の介護扶助の受給資格がある等
- (2) 改修工事の着工前に申請している
- (3) 生活中心者の市民税所得割額が年額 90,000 円以下

【補助額】補助対象費用（600,000 円が上限）に次の補助率を乗じた額

区分	補助率
生活保護受給世帯等の人	5/5
生計中心者の市民税が非課税となる世帯に属する人	3/5
生計中心者の市民税所得割額が年額 9 万円以下の世帯に属する人	2/5

⑨ 自動消火器、電磁調理器（卓上）の給付

【対象者】要介護・要支援認定を受けているか、加齢が原因とされる特定疾病により生活保護法の介護扶助等の受給資格があり、

- (1) 自動消火器 : 寝たきり又はひとり暮らし
- (2) 電磁調理器 : 出火への配慮が必要な、ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯

【利用料】

生計中心者の課税状況等	自動消火器	電磁調理器
生活保護等、市民税非課税	0 円	0 円
市民税所得割額年額 8,000 円以下	16,300 円	13,716 円
市民税所得割額年額 8,000 円超	21,060 円	13,716 円

※出所 広島市からのお知らせ「ご利用ください 高齢者のためのサービス」から抜粋

上記サービスのうち、生活支援サービスに係る過去の利用実績は以下のとおりである。

区分	単位	平成 24 年度実績	平成 25 年度実績	平成 26 年度実績
配食サービス	利用者数	3,583 人	3,509 人	3,416 人
	延配食数	744,611 食	825,378 食	806,079 食
あんしん電話設置	設置台数	657 台	744 台	863 台
日用生活用具給付	給付件数	自動消火器 13 台	自動消火器 9 台	自動消火器 12 台
		電磁調理器 149 台	電磁調理器 114 台	電磁調理器 313 台
家族介護用品支給	受給件数	501 人	497 人	532 人
家族介護教室	参加者数	2,136 人	2,052 人	2,148 人
	開催回数	88 回	88 回	88 回
家族介護者交流会	参加者数	255 人	309 人	311 人
	開催回数	8 回	8 回	8 回

※出所 広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課作成資料から監査人作成

イ 実施した監査手続の詳細

広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課の担当者に対し、高齢者施策に係る上記の事業についてヒアリングを行い、必要に応じて関連書類を閲覧した。

ウ 監査の結果

特に記載すべき事項はなかった。